

ご注意ください

説明会資料（要領案・手引書案）から、次の事項が変更になっています。（変更のうち主なもの）
「交付要領」および「手引き」を再度確認いただき、値引きを行っていただくようお願いします。

●資料２「令和５年度滋賀県ＬＰガス料金負担軽減支援金交付要領」

頁	項目	変更後	変更前	備考
p12	別表２ ３（５）	値引き対象となる一般消費者等 国および地方公共団体の庁舎でない者	国および地方公共団体の庁舎（ <u>国の出先機関、県庁、県の出先機関、市役所、研究施設等</u> ）でない者。ただし、直接住民の用に供する施設（ <u>運動施設、美術館、学校、図書館、公民館等</u> ）は値引き対象とする。	<u>国および地方公共団体の庁舎は、全て値引きの対象としない</u>
p14	様式第１ ６	要領に基づく値引きを行う一般消費者等 ☐ 一般消費者等に、国および地方公共団体の庁舎が含まれない。	☐ 一般消費者等に、国および地方公共団体の庁舎（ <u>直接住民の用に供する施設を除く</u> ）が含まれない。	
p21	様式第７ ２	要領に基づく値引きを行った一般消費者等 ☐ 一般消費者等に、国および地方公共団体の庁舎が含まれない。	☐ 一般消費者等に、国および地方公共団体の庁舎（ <u>直接住民の用に供する施設を除く</u> ）が含まれない。	

●資料3 「令和5年度滋賀県L P ガス料金負担軽減支援金 申請の手引き」

頁	項目	変更後	変更前	備考
p3	4-3 ⑤	値引き対象の一般消費者等の要件 国および地方公共団体の庁舎でない者	国および地方公共団体の庁舎（国の出先機関、県庁、県の出先機関、市役所、研究施設等）でない者。ただし、直接住民の用に供する施設（運動施設、美術館、学校、図書館、公民館等）は値引き対象	<u>国および地方公共団体の庁舎は、全て値引きの対象としない</u>
p3	5-2 (2)	値引きのための経費支援の額 L P ガス販売事業者の値引きのための経費として、 <u>1回の実績（状況）報告あたりの値引き</u> をした一般消費者等の数に対して、次の額を支援します。	L P ガス販売事業者の値引きのための経費として、 <u>1月あたりの値引き</u> をした一般消費者等の数に対して次の額を支援します。	
p10	8-1-2	交付申請する一般消費者等の数 この事業の全体額は、L P ガス販売事業者が加入する損害賠償責任保険の数が算定根拠となっています。交付申請する一般消費者等の数が損害賠償責任保険の数を上回る場合、事業期間の終期まで事業を継続できない恐れがあります。交付申請する一般消費者等の数が損害賠償責任保険の数を一定数（ <u>30件程度</u> ）上回る場合は、理由を添えて申請をしてください。	この事業の全体額は、L P ガス販売事業者が加入する損害賠償責任保険の数が算定根拠となっています。交付申請する一般消費者等の数が損害賠償責任保険の数を上回る場合、事業期間の終期まで事業を継続できない恐れがあります。交付申請する一般消費者等の数が損害賠償責任保険の数を一定数上回る場合は、理由を添えて申請をしてください。	

頁	項目	変更後	変更前	備考
p11	8-2-3	検針月の考え方 原則、1日から同月末日までに検針したものを同月検針分とします。 ただし、月の途中から翌月の途中までの検針に係る請求を、同じ月の請求書として発行している場合は、<u>10月31日までに値引きが終了するように、検針月を設定</u>してください。様式第7「実績（状況）報告書」の検針月と検針票等の検針月の表記が違う場合は、<u>実績（状況）報告書の提出の際にその旨をお伝えください。</u>	原則、1日から同月末日までに検針したものを同月検針分とします。 ただし、月の途中から翌月の途中までの検針に係る請求を、同じ月の請求書として発行している場合は、<u>10月1日から10月31日の間に請求するものを9月検針分となるようにしてください。</u> 例1：8月20日から9月19日までの検針に係る請求を、9月中に発行する場合は、<u>8月検針分として取り扱う</u> 例2：8月20日から9月19日までの検針に係る請求を、10月中に発行する場合は、<u>9月検針分として取り扱う</u>	
p12	8-2-8	公的機関の一般消費者等 国および地方公共団体の庁舎は値引き対象ではありません。	国および地方公共団体の庁舎は値引き対象ではありません。<u>ただし、直接住民の用に供する施設は値引き対象となります。</u> ×値引き対象ではない公的機関・・・国の合同庁舎、県庁、県の合同庁舎、警察の庁舎、市町役所、市町の支所、保健所、消防署、研究施設、浄水場、下水処理場、ごみ処理施設 ○値引き対象となる公的機関・・・運動施設、公園、美術館、図書館、博物館、公民館、学校、幼稚園、福祉施設、ホール、貸し会議室、駐在所で契約が私人	<u>国および地方公共団体の庁舎は、全て値引きの対象としない</u>

頁	項目	変更後	変更前	備考
p13	8-2-11	8-2-12 集合住宅の値引き 集合住宅で、大家に一括請求し、大家が各入居者へ料金を請求している場合の考え方 次のいずれにも該当する場合は、値引き単価に入居者数を乗じた額の値引きが可能です。その場合、申請書、報告書等の一般消費者等の数は、値引きを行うことになる入居者数を計上し、<u>一般消費者等の一覧には値引き対象となる消費者名を記載</u>してください。	8-2-11 集合住宅の値引き 集合住宅で、大家に一括請求し、大家が各入居者へ料金を請求している場合の考え方 次のいずれにも該当する場合は、値引き単価に入居者数を乗じた額の値引きが可能です。その場合、申請書、報告書等の一般消費者等の数は、値引きを行うことになる入居者数を計上してください。	
p13	8-2-12	8-2-13 2世帯住宅の値引き <u>1のガスメーターに対して複数の請求をする場合は、値引きは1の消費者分になります。</u> <u>また、同一敷地内にガスメーターが複数設置されているが請求が一括の場合も1の消費者分になります。ただし、次のいずれにも該当する場合は、ガスメーターごとに値引きが可能です。その場合、申請書、報告書等の一般消費者等の数は、値引きを行うことになる数を計上し、一般消費者等の一覧には値引き対象となる消費者名を記載してください。</u> <u>・ガスメーターごとに検針していること</u> <u>・LPガス販売事業者が、一般消費者等の損害に備えて契約する損害賠償責任保険を、ガスメーターごとに加入していること</u> <u>・ガスメーターごとの検針票または請求書に、値引き額およびLPガス料金値引き事業による値引きである旨を記載していること</u>	8-2-12 2世帯住宅の値引き <u>1の一般消費者等（ガスメーター）について、1の検針に係る請求に対しての値引きとなります。同一敷地内にガスメーターが複数設置されているが請求が一括または1のガスメーターに対して複数の請求をする場合は、値引きは1の消費者分になります。</u>	